

平成19年5月21日

外務大臣様  
防衛施設庁長官様 (各通)

広島県知事  
〔〒730-8511 広島市中区基町10-52 国際室〕

米軍機の低空飛行訓練の中止等について (要請)

本県をはじめ中国山地で米軍機と思われる航空機の低空飛行訓練に関する目撃情報が相次いでいることから、本県では、市町等から提供された目撃情報を平成9年度から取りまとめしており、これまでも繰り返し貴職に対して、その実情を報告するとともに、低空飛行訓練の中止等の措置を要請してきたところです。

しかしながら、この度取りまとめを行った平成18年度においても、高度が不明なものが含まれるものの、目撃実日数142日と多くの目撃情報が寄せられております。

平成11年1月14日に日米合同委員会において、低空飛行訓練に関する6項目の合意がなされていますが、平成18年度の週末や休日における目撃実日数は24日、目撃件数は42件と、依然として週末や休日に訓練が実施されている実態があります。また、市街地や公共の建造物(学校、病院等)上空における相当程度の低空飛行訓練の目撃情報も寄せられているなど、合意が遵守されているとは言いがたい状況にあります。

また、昨年5月に閣議決定された在日米軍再編計画に基づき、米空母艦載機等が岩国に移駐すれば、岩国基地の航空機数は我が国で最大級となり、騒音被害や事故発生の危険性の増大、中国山地における低空飛行訓練の増加など、本県への多大な影響が懸念されます。

米軍の低空飛行をはじめとする訓練が米軍の運用にかかわる問題であることは承知していただきますが、貴職におかれれば、訓練の実情や、激しい騒音被害、更には米軍機による事故に対する不安など、訓練が実施されている地域の住民の心情を十分に理解していただきたいと存じます。

ついては、県民の不安の解消と安全確保の見地から、速やかに次の措置が講じられるよう、貴職から米軍等の関係機関に申し入れていただくことを強く要請します。

- 1 米軍機の低空飛行訓練の実態を明らかにすること。
- 2 県民が生活している地域での低空飛行訓練を行わないよう措置すること。
- 3 米軍機の飛行(低空飛行訓練を含む)については、航空法第81条が適用されるよう措置すること。